

白井市行政経営改革審議会委嘱状交付式及び第1回行政経営改革審議会

- 1 開催日時 令和3年3月26日（金）午後7時から午後8時45分まで
- 2 開催場所 市役所本庁舎2階 災害対策室2・3
- 3 出席者 坂野会長、山田副会長、岩井委員、太田委員、今委員、大江委員、高橋委員
- 4 欠席者 宗和委員
- 5 事務局 笠井市長 財政課 高山課長、元田主査、木内主任主事、大山主事
- 6 傍聴者 7人
- 7 議題
 - 1 行政経営改革審議会の役割について
 - 2 これまでの市の行政経営改革の取組みについて
 - 3 行政経営改革実施計画の策定について

●事務局（元田）

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、宗和委員から、欠席のご連絡をいただいています。1名の委員がまだお見えになっておりませんが、定刻となりましたので、ただいまから、白井市行政経営改革審議会委嘱状交付式及び第1回会議を開催いたします。

本日進行を務めます、財政課の元田と申します。よろしく願いいたします。

本題に入る前に、3点お話をさせていただきます。

はじめに、本日の会議資料の確認をいたします。

あらかじめ送付させていただきました会議資料として、本日の会議次第の他、資料1から7までと、参考資料として、冊子の「行政経営指針」「行政経営改革実施計画」「財政推計の見直しと財政健全化の取組」を送付しております。お手元にお持ちでしょうか。こちらを本日の会議資料とします。参考資料の冊子については、直接会議では使用しませんが、概要について触れますので、本日はお手元に置いておいていただければと思います。

それでは、本日のスケジュール等をお知らせいたします。

本日は、このあと委嘱状の交付をさせていただきます。市長挨拶、委員の皆様からの自己紹介をしていただいた後、会長、副会長の選出を行っていただいた上で、市長から審議会に対して諮問をいたします。

その後に第1回会議を開催し、議題について検討いただきます。

本日の議題は3つです。

議題1といたしまして、「行政経営改革審議会の役割」を事務局から説明いたします。議題2といたしまして、「これまでの市の行政経営改革の取組み」について説明い

たします。議題3といたしまして、「行政経営改革実施計画の策定について」について説明します。また、その他として、あらかじめ送付した委員の皆さんのご住所などの資料をいただければと思っております。

最後に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の参加に当たっては、当面の間はマスク等の着用をお願いするとともに、机の距離をとった形で審議会を開催させていただきます。そのため、発言については、聞き取りづらくなりますので、マイクを利用して下さい。

マイクの利用方法について説明いたします。発言は会長の指名の後、マイクを利用して発言してください。マイクの利用方法は、お手元のマイクの下にボタンがございます。ボタンを軽く押しいただきますと、赤いランプが緑色になります。緑色になるとマイクがオンになります。

以上、3点説明させていただきました。

それでは、あらためまして白井市行政経営改革審議会委員の委嘱状交付式を行います。恐れ入りますが、順番にお名前をお呼びいたしますので、自席でご起立ください。

委嘱状の交付は、笠井市長から行わせていただきます。

坂野 喜隆	(さかの よしたか)	様
岩井 義和	(いわい よしかず)	様
太田 高史	(おおた たかし)	様
今 久美子	(こん くみこ)	様
大江 啓	(おおえ けい)	様
高橋 友幸	(たかはし ともゆき)	様
山田 愛	(やまだ めぐみ)	様

ありがとうございました。本日欠席の宗和委員につきましては、次回の会議の際に委嘱をさせていただきます。

それでは行政経営改革審議会の開催にあたり笠井市長から、ご挨拶申し上げます。

●笠井市長

皆さん、こんばんは。市長の笠井です。

今日は、夜遅くこのような会議に集まっただきまして、ありがとうございます。

また、皆様には委員として協力をいただけること、心より、感謝と御礼を申し上げます。本来ですと、昨年5月に委嘱を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いこういう時期に委嘱という形になりました。

少し時間をいただいて白井市の現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

白井市の一般会計の予算は、ざっくりいうと、約200億円程度でございます。その

うち地方税を含めた自主財源が約100億円ほどでございます。

これは、他の自治体と比べて、決して自主税源がないというわけではありません。そのうち、「財政調整基金」という貯金が現在13億円ぐらいございます。

一方で、借金と言われているものが、地方債となりますが、約210億円あります。これを借金とするのか、将来に向けての投資とするのかについては、これはいろいろ見方がありますが、今の経営状況はこのような状況であります。

そして、白井市の人口でございますが、今現在63,000人弱です。ピーク時には、63,700人おられました。

ですから、この2年間ぐらいで700人程度減少しています。さらに言いますと、人口減少も始まりましたし、高齢化も急激なスピードで進んでいます。

白井市は、千葉ニュータウンの昭和54年の「まちびらき」による入居で、同じような世代の人たちが一気に入ってきましたので、この人達の高齢化、後期高齢化が進んでいる状況であります。

今現在は、そのことだけで、財政的に心配することはない部分もありますが、しかし、将来を見ますと、高齢化、少子化、そしてニュータウンについても40年経ちますので、いろいろな施設が老朽化しており、お金をかけることがたくさん出てきています。

こういう中で、行政を運営するってなんだろうと申しますと、やはりその収入を得ながら、収入にあった行政サービスをどのように展開していくかなと思っています。単にコストをカットするだけでなく、真に必要なサービスを選択して、そこにお金を投資して、さらにまちの活性化と市民サービスの充実を図る。こういう観点で、私は、行政経営改革をしていきたいと思っています。

まだまだこの市には、可能性がたくさんございます。日本の人口は、10年前から減っておりますが、まだまだ北総線の周りに対しては、土地もありますし、企業進出の話も多く出ていますので、こういう強みと、また一方では課題の弱みを克服して、5年先、10年先のまちの経営を考えていただきたいと思っています。

皆さんの経歴を見ますと、大学の先生、そして会社経営の方、そして、いろいろな知識を持っている市民の方、また、生活者の視点といろいろなご意見があると思います。是非、皆様が考えている事をこの会議に出していただいて、本当のこのまちが市民にとって良い行政サービスが展開するまちになるための助言を是非いただきたいと思っております。

最後になりますが、まだまだコロナは収束しませんが、このコロナの中でも役所を運営するためには、やらなければいけない、仕事はたくさんあります。そういうことから、出来る限り対面方式で会議は行いたいと思っておりますが、もし、コロナが蔓延して対面でできなくなった場合については、リモートなどいろいろなことをしながら、予定通り進めていきたいと思っておりますので、どうかお力を貸していただきたいと思っております。以上で

す。

●事務局（元田）

ありがとうございました。それでは、次第に従いまして、次の「会長・副会長の選出」をお願いしたいと思います。

はじめに、メールでも送らせていただきましたが、会長・副会長を選出するにあたりまして、それぞれ委員の皆様から、自己紹介をいただきたいと思います。

自己紹介につきましては、お手元に配付しております資料1の順に坂野委員から、委員の自己紹介を1分程度でお願いできればと思います。

委員による自己紹介

●事務局（元田）

ありがとうございました。皆さんのいろいろなお考えを聞かせていただきました。ありがとうございます。

それでは、市職員の紹介をさせていただきます。財政課長の高山です。

●事務局（高山）

高山でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局（元田）

財政課の木内でございます。

●事務局（木内）

木内です。よろしくお願いいたします。

●事務局（元田）

財政課の大山です。

●事務局（大山）

大山と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局（元田）

私は、冒頭にご挨拶をさせていただきますが、行政経営改革審議会を担当します、元田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、会長・副会長の選出に移ります。資料が前後しますが、資料4

をご覧ください。

資料4「行政経営改革審議会要綱」の第4条第1項をご覧ください。会長、副会長につきましては、委員の互選により定める。と規定されています。

そのため、初めに会長の選出を行います。会長について、立候補、推薦等ございましたらお願いいたします。立候補となると難しければ推薦でも結構です。どなたか、立候補される方がいらっしゃいましたらお願いします。

●事務局（元田）

立候補はいらっしゃいませんか。

それでは、事務局からの提案ですが、前回も会長を務めていただきました坂野委員、いかがですか。

○坂野委員

わかりました。謹んでお引き受けいたします。

●事務局（元田）

坂野委員、よろしく申し上げます。それでは、副会長の選出を行います。副会長について立候補される方はいらっしゃいますが。

副会長については、坂野会長が欠けたときの会長を担っていただくもので、坂野会長が毎回来ていただければ、欠けることがないので、どなたでもお願いできればと思います。

●笠井市長

山田さん、いかがですか。

○坂野会長

いかがですか。

○山田委員

はい。

●事務局（元田）

ありがとうございます。山田委員に副会長をお願いできればと思います。ここで席替えをお願いします。

それでは、市長から行政経営改革審議会の諮問を行います。坂野会長、ご起立ください。

●笠井市長

白井市行政経営改革実施計画の策定等について諮問をいたします。このことについて、白井市附属機関条例別表に掲げる白井市行政経営改革審議会の担任する事務の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

- 1 行政経営改革実施計画の計画案及び改定等に関して調査審議すること
- 2 市が行う行政経営改革実施計画の進捗状況評価の報告に対し、行政経営改革の観点から提案や助言をすること

以上でございます

●事務局（元田）

ありがとうございました。

それでは、先ほどご挨拶をいただいたところでありますけれど、会長として坂野会長から一言ご挨拶をお願いいたします

○坂野会長

皆さん、改めましてこんばんは。

会長職を謹んで拝命させていただきます、坂野と申します。

この行政経営改革審議会ってということに関しましては、白井というところが、今後どういう道をたどるかという、まさに白井市の形という点でも、非常に重要なものと私は思っています。

白井市は、先ほど太田委員から、縁があって、そして素晴らしいところだという話がありました。僕は、地勢だけではなくて、非常に人も、すごく良いところだと私は思っています。

本日、市長から拝命されたわけですがけれども、人によっては、ちょっと勘弁してくださいということもあります。ただ、やっぱり白井市というところの、市長をはじめ人、市の職員の方々に本当に私どもは感謝しているという、そういう市です。

そういう意味では、人柄も良いし、場所もすごく素晴らしいとこだなという風に思っています。

1分だけ、私的な話をさせていただきますと、今年の3月26日はまさにコロナで大変な状況でした。3月26日が何かというと、私的なことですが、私の妻が47歳で亡くなりまして、今年の3月26日、まさにこの時間、お通夜でした。ほとんどの人が来ていただくことが難しい状況でしたが、その時に市長を始め、白井市の職員の方々が来ていただいたのですね

本当に僕は、本当に感謝しています。心から、白井市って素晴らしいなと思いました。市長が来ていただくということは本当はないので、本当にこの市のためには、私自身何があるだろうが、できることならば、例えば、大学は変わろうが、いろいろなことがあ

ろうが、力になりたいなという風に思いました。

そういう素晴らしい場所、そういった市の仕事をさせていただけること自体、私自身、本当に心から頑張りたいと思っています。皆さんも是非一緒に白井市のことを考えながら、時には笑いながら、時には真剣に厳しく、ということで、市の職員の方は、「えーっ」と思うこともあると思うのですが、市のことを真剣に考えているからこそ、厳しい話も出るかと思います。そういう中で、やっていきたいと思っていますので、この任期、皆様と一緒によろしく願いしたいと思っています。どうもよろしくお願いいたします。

●事務局（元田）

ありがとうございました。ここで、これからの会議の進行等について、会長との打ち合わせのため、3分間ほど休憩を取ります。

○坂野会長

いつものように、事務局が議題をやれば大丈夫ですね。打ち合わせは必要ないですよ。それよりも副会長からご挨拶をいただいた方が良いのではないですか。

●事務局（元田）

わかりました。会長からの指名ですので、山田副会長、ご挨拶をお願いします。

○山田副会長

山田と申します。よろしくお願いいたします。

突然の事で、かなりびっくりしているのと、皆さんもちょっと不安だと思っているのではないかなって思うのですけれども、先ほどのご挨拶でちょっと伝えられなかったと言うか、今、私自身は毎日本当にリモート勤務をしまして、対面で人と話すというのは、すごく久しぶりの状況となっております。

改めて、子育て世代と、後は働き方が大きく、コロナで変わったところと、まさに私も去年の7月に、コロナ下だからこそ、子供がいても転職ができたというところがあります。本当に白井市が良くなってくると、私の毎日が充実するということもありますので、ちょっと知識の部分で、まだまだ勉強が必要だとは思いますが、坂野さんには、会議には休まないで来ていただき、なるべく私はその間に勉強するみたいなことが、出来ればなと思っております。

●事務局（元田）

ありがとうございました。

●事務局（元田）

会議に先立ちまして、会議の公開・公表について、ご案内いたします。

この会議は、原則として公開して開催し、会議録についても公開しますのでよろしくお願い申し上げます。そのため、発言は会長の指名の後に発言をしていただくようお願いいたします。特に問題がなければ、そのようにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。それでは、以降の会議は公開ということで進めさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは、あらためまして、これから、第1回行政経営改革審議会を開催させていただきます。会議の進行は、白井市行政経営改革審議会第5条審議会要項、第5条 第1項の規定により、会長が議長となりますので、坂野会長をお願いいたします。

○坂野会長

はい。それでは、本日の議題の1 行政経営改革審議会の役割についてについて、事務局から説明をお願いします。

●事務局（元田）

はい。それでは、議題1 行政経営改革審議会の役割についてご説明いたします。お手元の資料2の1ページをご覧ください。

設置目的については、先ほど市長から諮問させていただいているところですが、行政経営改革に関する計画の策定及び推進に関する事項について調査・審議するために設置された附属機関ということになっています。

この附属機関というのは、地方自治法に基づいて設置される組織になりまして、主に市長が行う諮問について、審議・調査を行うというものになっております。

今回、皆様の行政経営改革審議会の役割や内容については、お手元にごございます資料3と資料4で規定しております。このような規定がありますとあらかじめ示した上で、資料2により説明をさせていただきます。

続きまして、2 所掌事務 についてご説明をさせていただきます。

行政経営改革審議会につきましては、市長の諮問に応じて、行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について、調査・審議をして、答申をいただくということになっています。また、市の行政経営改革について、市長に意見を述べることができるとなっています。

今回は、行政経営改革実施計画の策定のため、皆様に、私ども市が作成する案について意見をいただいて、計画を策定していくという流れを想定しておりまして、計画の策定について、調査・審議をいただく会議の組織体ということになっています。

続いて、3 委員 についてですが、本日は1名ご欠席をされておりますが、8名の審議会になっております。そのうち、3名の学識経験を有する者と5名の市民によって

組織されるものになっています。

学識経験者については、先ほど坂野会長、岩井委員のほか、本日欠席されております宗和委員の3名となっております。宗和委員については、政策コンサルタントの方で、公認会計士でいらっしゃいます。

市民委員については、公募により選出をさせていただいていますが、選出方法が異なります。

5名の市民委員うち、2人の委員については、あらかじめ市が住民基本台帳から無作為抽出した市民の名簿の対象者に応募を働きかけて、このような審議会に参加いただく制度をつくっており、その制度に基づいて、市が参加をお伺いしたところ、快諾いただいた方となります。残りの3人の委員の方は、ホームページとか広報しろいなどで委員の募集に際し、自分から応募いただき、委員としてお願いした方となります。

先ほど市長からもお伝えさせていただきましたが、専門家の委員については、専門家としての視点でこちらの審議会にについて携わっていただきたいということと、市民については、市民の視点、これについては生活者の視点もありますし、皆様多くの時間を仕事などで費やされていられるということもありますので、その仕事での知見ということも当然あると思いますので、これらの多様な視点により、私ども白井市が作る行政経営改革実施計画について、皆様からご意見いただきたいと思っています。

なお、委員の任期につきましては、3年間となっております、白井市の非常勤特別職となっております。

4 会議 について説明します。会議については、会長及び副会長の役職を置きまして、委員の互選によって定めております。

会長は、行政経営改革審議会を代表し、副会長は会長を補佐していただくということになります。このことから、坂野会長のもと、山田副会長が補佐していただくこととなります。

行政経営改革審議会につきましては、会長が招集し、委員の過半数の出席で成立します。また、議事は出席委員の過半数で決定ということになっています。

原則として、会議体ですので、議論を行い、基本的には皆様の中で一致した意見を見出していただくということがよろしいと思いますが、定義としては、過半数となっております。

先ほど案内をさせていただきましたが、会議につきましては、原則公開とし、必要に応じて委員外の出席を求めて意見及び説明を聞くことができるということとなっております

続きまして、2ページの諮問事項である行政経営改革審議会の役割についてご説明させていただきます。

こちらについては、先ほど市長から説明させていただいた内容と重複するので、少し内容を削りながら、説明させていただきたいと思います。資料の図を見ながら聞いてください。

白井市は、将来像を「ときめきと みどりあふれる 快活都市」と定め、その実現を目指して、図の一番上の計画である「第5次白井市総合計画」という計画を定め、平成28年度から令和7年度までの計画期間で定めています。

この総合計画というものは、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位の計画となっております。また、長期的なまちづくりの方向性を示すための指針となっております。

この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本指針が、「行政経営指針」となっており、皆様のお手元に配布させていただいたものです。

この行政経営指針に基づいて市の行政経営改革を着実に実施するため「行政経営改革計画」を定めています。こちらは、この図の一番下の計画となります。

今回、皆様には、この枠で囲った計画の策定にあたり、調査・審議していただきたいというものです。

この計画は、当初は、平成30年度から令和2年度までの3年間の計画で策定として定めており、皆様に検討していただく計画は、総合計画後期基本計画と期間を合わせた5年間の計画とするところだったのですが、皆様にもご迷惑をおかけしてしまいましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、次期計画の策定期間を1年間遅らせていることから、現行の計画期間を延長し、令和3年度までの計画となりました。

そのため、今回皆様に検討していただく計画は、令和4年度から7年度までの4年間の計画となっております。

この4年間の計画について、先ほど市長が諮問させていただきましたが、策定及び改定について調査・審議をいただきたいと思っています。

また、行政の計画というのは、作ったら、特に改正を行わないということが比較的ありますが、作って、実際にやってみただけで、良くできなかったということも、多分あると思います。そのため、この行政経営改革実施計画については、結果について、皆さんの意見を聞きながら、計画を変更して、進めていくという手続きを取っていきたいと思います。

そのため、計画の改定についても皆様の意見をいただきたいということで諮問させていただいているところです。以上で、議題1 行政経営改革審議会の役割について説明を終わります。

○坂野会長

ご説明ありがとうございました。これまでの事務局から説明ありました件につきまして何かご意見ご質問等ございますか。

高橋委員よろしく申し上げます。

○高橋委員

2 ページ目の図にあります白井市総合計画についての確認です。白井市総合計画は、いただいた資料の中にあるのでしょうか。

●事務局（元田）

本日は配布しておりません。

○高橋委員

この総合計画に基づいて、今回の行政経営改革実施計画を定めることとなると思うのですが、その関係性が見えないので、この方向性が正しい方向を向いているのかというのが見えなくて、それを見たいなというのがまず1つ目です。

2つ目が、第5次白井市総合計画と行政経営指針との間に、前期基本計画と後期基本計画というのがあるのですが、これらについての説明があまりなかったのですが、どういう位置づけとなるのかがわからなくて、行政経営指針は、9年間、ほぼ総合計画と同じ期間で計画を立てているのかかわらず、前期と後期に分けているのと、分けていない行政経営指針とどのようになっているのかがわからないというところでした。

あと、前期の今の行政経営改革実施計画については、どういう内容があるのかというのはわかったのですが、どのような状況で進んでいて、どこが到達しなさそうなのかということについて、もしわかれば、どこかの時点でおしえていただければと思います。以上です。

○坂野会長

では、事務局の方から回答をお願いします。

●事務局（元田）

では、総合計画についてお伝えさせていただきます。こちらについては、説明がわかりづらく大変失礼いたしました。

白井市では、総合計画を10年間の計画としてつくっており、そのうち最初の5年間は前期の総合計画としており、残りの5年間は後期の総合計画としております。総合計画は前期と後期に分かれております。図ですと別の性格を持つ計画にみえてしまいますので、説明をすべきところでした。

後期基本計画については、策定したばかりとなっておりますが、まだ印刷できてないのですが、次回の会議の際には、皆様に配布できると思います。それと、前期というか、今の行政計画実施計画の話ですよね。

こちらについては、評価ということを、実は去年まで、皆様が委員となる前のこの審議会で評価ということを行っています。

進捗状況については、どっかのタイミングであらためて説明させていただきたいと思いますが、進んでいるものもあれば、進んでいないと評価されたものがございます。また、後ほど、議題3でご説明させていただきますが、計画の中の取組みとしては、もう終わった、既にやり終えたという内容もあります。進捗状況については、また情報提供をさせていただきます。以上です。

大変失礼しました。年度についてもご質問がございましたよね。総合計画と行政経営指針の年度についてです。

総合計画は、元々10年間でやっていたところですが、また議題2でもご説明をさせていただきますが、この総合計画については、総合計画を策定した後に、市の行政の進め方、やり方を変えてからいけないのではないかなという部分があって、この行政経営指針というものを作って総合計画を支えていくというような形になりました。

そのため、この第5次総合計画における行政経営指針の位置付けについては、総合計画を支えるとはいつておきながら、1年遅れて作っていることから、不整合が生じています。本来でしたら、総合計画を策定する以前に行政経営指針を作って、その上で総合計画を作るという方向性が正しいのかなと思いますけれど、経緯としてこのような状況があります。

このことについては、議題2でも触れさせていただきたいと思います。

○高橋委員

確認なのですが、図の中では、行政経営指針は、総合計画の下にあるという図になっていますが、実際のところは、行政経営指針の方が先にあるという理解で良いでしょうか。

●事務局（高山課長）

この総合計画については、市の最上位計画の位置付けとなっています。その計画を着実に実行できるようにするために、行政経営指針を策定しました。

今も少しお話しましたが、行政経営指針については、市の最上位計画である総合計画を下支えするための取組みを定めたものでございます。

どちらが上位かと言われれば、市の総合計画が市の最上位計画でございます。今回皆様にご協力いただきますのが、その指針を着実に実行するための行政経営改革実施計画、いわゆるアクションプランのようなものをここで策定をしてきたいということでございます。

○坂野会長

はい、よろしいですか。次回は、総合計画について説明はあるのですか。

●事務局（元田）

計画をお渡しします。

○坂野会長

総合計画を略して、「総計」と呼んでいるので、どこかの大学かっていう風に勘違いされる人がいたりします。埼玉あたりでは、伝統的に「総合振興計画」と呼んでおり、「そうしん」と言っています。

次回、総合計画をお渡しいただけるということなので、ご覧いただければ宜しいかと思えます。この総合計画というのは、やはり最上位計画です。

この総合計画の中に「基本構想」というものはありまして、そのもとに計画編である「基本計画」があります。総合計画というのは、だいたい10年、長いところで20年という計画期間で作っているところがございしますが、総合計画は白井市の場合は10年となっておりますので、期間が長いということで、前期と後期に分けまして、前期の基本計画と後期の基本計画ということとなっております。

そして、さらにその基本計画を実施するために具体的な計画ということで「実施計画」というものが策定されるという構造となっております。

大体の市町村で、総合計画というのは基本的には市の最上位計画となっております。かつて、10年ぐらい前までは、基本構想は、法律により議会の議決することが求められており、決定するのに議決が必要でした。今は、違います地方分権の関係で必要なくなりましたが、それくらい基本計画というのは、日本全国に普及されたものとなっております。

名前は、総合振興計画や戦略アクションプランと言っているところもございすけれど、これは同じ仕組みとなっておりますので、一般的にはこのようになっていくということをご理解いただければと思います。

少し補足しますと、計画の体系として、基本計画がありますが、総合計画における基本構想は理念となります。基本構想から見ますと、基本計画は手段です。理念と手段というように考えていただければ、すごく分かりやすいのではないかなと思います。

●事務局（元田）

一点だけ補足させてください。坂野会長から実施計画のお話がありましたが、坂野会長のお話されたのは、計画の体系の話でありまして、先ほどお話されたのは、総合計画の実施計画の話です。

今回、皆さんに計画を策定していただくのは、この総合計画の実施計画ではござい

せん。それぞれの計画のもとに実施計画というものがございますので、名前が同じですので、お気をつけください。

○坂野会長

混乱するということですね。次回総合計画をお配りされればわかると思いますが、計画の体系は、ピラミッドなのです。計画をみればイメージがわくと思います。

他に何かご意見ご質問等ございますか。なければ、次の議題に移りたいのですが、よろしいですか。はい、それでは、次の議題2の「これまでの市の行政経営改革の取組みについて」という所に入りたいと思います。事務局の方からご説明お願いいたします。

●事務局（元田）

はい、それでは。資料5を使って説明をさせていただきます。

議題2 「これまでの市の行政経営改革の取組みについて」を説明させていただきます。

白井市のこれまでの行政経営改革、いわゆる行革というものですが、大きく二つに分けます。

一つ目が、(1)にあります。行政改革の取組みになります。

こちらについては、昭和60年から平成27年度までとなっています。

これは、いわゆる「行革」になっています。例えば、先ほどの駅前の噴水の話もそうでしたが、いわゆる「コストカット」の観点と「アウトソーシング」という観点です。

市の事業のアウトソーシングに関しては、必ずしもコストカットを目的とするものだけではなく、市民や事業者との協働を目的としたアウトソーシングというものがありませんが、主にこの(1)については、行政改革として、「削減」というものが中心となって、様々な取組みを進めてきたところでございます。

2つ目が(2)になります。行政経営改革の取組として、平成27年度から実施した取組みとなります。

こちらについては、先ほどの資料2の図を見ながら聞いていただくとわかりやすいのですが、なぜ行政経営改革に取り組むこととなったかと申しますと、先ほど説明しました(1)の行政改革の取組みは、昭和60年から平成27年と、30年以上取り組んできた取組みになっております。

市は、長時間、この行政改革に取り組んできたため、「これまでの考え方や手法では見直しの余地が少なくなっていた」ということが1点目です。

2点目は、全国的な問題意識として、今後直面する人口問題がございます。それ以外にも、この白井市に関しては、ニュータウンの「まちびらき」とともに大規模にインフラを整備したということがございます。

先ほど委員の皆様のご挨拶の中でも、問題意識として挙げられていらっしゃったと思

いますが、白井市については、今後人口縮小する中で、このニュータウンのインフラの老朽化というものが、その縮小の時期と合わさってくることから、今後も今までどおりというのはかなり難しくなってくるだろうということ、また、市民の高齢化がありますので、歳出の増加が見込まれる一方で、歳入が少し減ってくることであります。

白井市については、財源の多くが、個人の税金、住民税もそうですが、固定資産税に依存するところが多いですから、財政状況というのは今後厳しくなってくるため、これらの課題に解決するために、②のとおり「これまで以上に民間の優れた経営理念や手法を積極的に取り入れながら、成果に重点を置いて市民にとって最適な施策事業を選択していく行政経営の視点から改革に取り組む必要がある」、これは白井市の中での行政経営改革の定義ですが、このように進めていきたいということです。

これは、民間の視点ということももちろんですし、今まで以上に成果に力点を置いて行くよという方向性に変更していくというものです。

この方向性に変更するため、先ほども話がありましたが、この行政経営指針を定めました。この行政経営指針については、2年間、このような会議をやりまして、定めたものでございます。

この行政経営指針について、どのような内容となっているかということについては、基本方針を1から3まで定めた上で、その基本方針を達成するために、38の取組項目を設けております。

この38の取組項目はどのようなものかと言いますと、資料7の取組みとなっております。資料7をご覧ください。

こちらの左半分のものが行政経営指針の取組項目になっています。

一番左が3つに分類されています。これが行政経営指針の基本方針1から3となっています。その下にそれぞれ、ぶら下がっているものが、取組項目となっています。

例えば、市民参加の充実という基本方針の下に「市民参加を充実するために市民参加の活性化を進めましょう」というものが取組項目になっています。

また後ほど説明いたしますが、皆様に作っていただくのは実施計画となりますが、この市民参加を活性化するためどういう風に進めていくのかという具体的な取組みが実施計画となっております

このような38の取組項目を作ったというのが行政経営指針の大きな役割になっています。

お手元の資料5に戻ります。資料5の2ページ目をご覧ください。

行政経営指針は、将来にわたって行政経営の観点から目標を定めています。

行政経営指針の計画期間は、9年間の計画となっており、それぞれ目標数値を平成32年度末、つまり令和2年度末となりますが、令和7年度末の時点で定めています。

これは、総合計画の前期と後期のそれぞれの計画の最終年度となるのですが、経常収支比率、財政調整基金残高、地方債残高を定めています。こちらの達成状況について

は、市長が挨拶させていただきましたが、達成については、なかなか厳しい状況になっているというところです。

続きまして、②行政経営改革実施計画について、説明します。

こちらについては、現行の行政経営改革実施計画、今までの計画についてご説明します。行政計画実施計画を本日お持ちいただいている方については、ページ数をお伝えしますので、こちらをご覧くださいながら説明を聞いてください。

行政経営指針で定めた38の取組項目を達成するため、それぞれの取組項目にさらに具体的な取組項目を位置付けた行政経営改革実施計画を平成29年度に策定しました。

この策定については、皆さんの前の審議会の中で、今回と同じような形で諮問させていただき、皆さんで議論しながら決定したものです。

例えば、計画をお持ちの方は9ページをご覧ください。

表中のBについては、行政経営指針の内容をそのまま転記していますので、この行政経営指針に基づいて、この計画が作られていることがわかるようになっています。

ちなみに隣の10ページをご覧くださいますと、先ほど行政経営指針の中で私が説明しました、「白井市市民参加条例・市民参加のまちづくりプランにより、市民参加の活性化を進めます。」と書いています。これが行政経営指針の取組みです。

この実施計画では、どういう内容となっているかといいますと、「無作為抽出による市民参加の充実を進めます。」という内容になっています。

これは、具体的にどういうことかと申しますと、先ほど冒頭にご案内をさせていただきましたが、この審議会は、市民が5名参加していただいております。

この市民の中でも3人については、ご自分で広報とかホームページを見ていただいて、ご自分で立候補された方が3名で、それ以外の方については、市が住民基本台帳から、あらかじめ無作為抽出された市民の方に委員を登録しませんか？というご案内を出しており、ご承諾いただいた方のリストを作成しております。そのリストの方々に對して、私達の方から電話をさせていただいたり、メールをさせていただいたりしております。それで快く承諾をいただいた方が2名となっています。

この2名を選出した制度というものが、この無作為抽出による市民参加の充実となっております。この事業については、行政計画実施計画の取組項目として、実施したものととなっております。

あと皆様が生活をしていて、お気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、最近防犯灯をLED化しています。お気づきの方はいらっしゃいますか。

この取組みについても、この行政経営改革実施計画の取組みとなっています。計画書をお持ちの方は、45ページをご覧ください。こちらの計画になります。今回の整備・更新については、今までの購入というやり方ではなくって、リースで整備しています。そのうえで、街路灯と防犯灯を一元管理しています。

細かいことをいいますと、道の照明には、防犯灯と街路灯という違う種類のものがあ

りまして、市では、それぞれ管理している部署が異なっていました。例えば、照明が消えていたときに市に連絡する際は、防犯灯か街路灯で連絡する先が異なりました。市民にとって、防犯灯か街路灯かといったことはわからないし、どうでも良いことですよね。そこをリースという手法で更新し、市が一元管理することで市の照明の管理の手間を減らしながらLED化することで電気料金の削減を図ることを目的としています。また、副次的ではありますが、問い合わせ先、対応を一元化できるので、市民サービスの向上も図れる見込みです。

このように皆様の生活の中でも、この行政経営改革実施計画の取組みがあることをご説明させていただきました。

この行政経営改革実施計画につきましては、先ほどから説明をさせていただいていたとおり、元々の計画期間については、令和2年度で終了する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、計画の策定を1年間遅らせることと、それに伴い、計画期間を1年間延長施さて、令和3年度までの計画とすることとしています。

この行政経営改革実施計画については、先ほどのコストの削減のみを目的とする行革の計画と少し違う点がございまして、その目的・効果については、「財政上の効果額のみを目的とするものではなくて、行政サービスの向上や市民参加の充実など、財政上の効果は見込めないけれど、市民のメリットや市の業務の効率性が見込める取組項目」についても目的とする計画となっております。以上が行政経営改革実施計画についてです。

3番目の市の取組が、「財政健全化の取組」となります。こちらについても、委員の皆様には、資料として送付させていただきました。

こちらについては、今説明しました行政経営改革の取組とは経路の違う計画となっております。

少し前の市の話となりますが、小中学校にエアコンを整備する、しないという話があったことを委員の皆様は、覚えていらっしゃるでしょうか。お子さんがいらっしゃる委員はご承知かもしれませんが、実は、平成30年度の当初予算の編成の際に、財源不足による財政調整基金の取り崩しが増えたことから、エアコンの設置を断念した経緯がございます。

ただ、その際にその前の年がものすごく暑かったことから、どうしてもエアコンを設置する必要があるということとなりまして、内容として少し戻った形になってしまうのですが、エアコン設置のための財源を捻出するため、歳入の確保と歳出の削減、コストカットという観点から市が進めている取組が、この財政健全化の取組となります。

財政健全化の取組をお持ちの方については、4ページ及び5ページをご覧ください。こちらが財政健全化の取組項目となっております。基本的には、コストカットをまずはやっ払いこう、というものとなっております。

ただし、こちらについては、ご注意いただきたいのですが、先ほどの二つの計画と異

なりまして、この財政健全化の取組については、あくまでも市として財源確保による財政健全化を進めるため、「こういうことをやっていきたい。」というものであって、計画ではございません。

内容見ていくと、最初の1ア①は「特別職報酬の削減」というものになりまして、市長の報酬を下げます。という取組項目です。市長の報酬については、条例で定めているものですので、当然議会の議決が必要になってくるものですが、あくまでも、市内部での検討で提案できることとなります。基本的に職員とか、市の取組に関しては、これはやっていこうという方針で進めていくものです。

しかし、この5ページの一番下の部分を見ていただきたいのですが、「市民に関することについては、検討しながら進めていきます。」ということとなりますので、計画となっているものではありません。

あらためて、資料5に戻っていただき、3ページ一番最後をご覧ください。

財政健全化の取組は、行政経営指針や行政経営改革実施計画などのように市民参加を経て策定したものではないことから、「市民に負担を求める取組については、必要性をしっかりと市民に対して説明し、理解を得ながら進めていく。」としております。こちらの取組については、検討しながら進めていきたいというもので、計画よりも一段弱い位置付けとなっています。

このように今まで白井市として、行政改革の取組みとして、コストカットをやってきた。しかし、これからの話として、それがなかなか立ち行かなくなることが明らかであることから、行政経営改革の取組を進めることとしているところです。

しかし、ただ一方で、コストの話については、やはりありますので、この財政健全化の取組というものが、並行して動いている。というのが、今までの白井市の行政経営改革をめぐる取組みということになります。以上です。

○坂野会長

はい、ご説明ありがとうございました。何か今のお話の中で、ご質問等ございますか。

●太田委員

資料5のところで、考えをお聞かせいただきたいのですが、冒頭、市長からお話をいただきました地方債現在高について、増え続けているよというお話なのですが、この地方債残高の中には、臨時財政対策債として、地方交付税の国が配分できなかった分を自治体が借金して賄ってという制度なのですが、そちらも含まれておりますでしょうか。

○坂野会長

では、臨財債について、含まれているか回答をお願いします。

●事務局（高山課長）

ありがとうございます。200億円の目標数値に関しましてお答えします。

臨時財政対策債とは、本来地方交付税として措置されるべきものを、国と地方で折半して、市は臨時財政対策債という地方債を発行することによって、その穴埋めをするという制度でございます。

今いただいたお話の中で、平成31年度の地方債残高につきましては、215億円でございます。うち、91億円が今お話しいただいた臨時財政対策債となっておりますので、比率とすると、約42%程度が臨財債となっており、それ以外が建設事業債という建物や道路を工事する時の借金という位置付けとなっておりますので、含まれるということとなっております。

●太田委員

ありがとうございます。実は、臨時財政対策債の元利償還金が、地方交付税の需要に算入されていると思うのですが、そうすると、需要が押し上げられて、地方交付税が多く配分されるということとなります。少しマニアックな話になるのですが、その借金という位置付けを借金として見ないか、見るかということについては、だいぶ計画も変わってくると思うのです。

国の方も、新型コロナウイルスの関係で、財源確保ができないということで、来年度以降、臨時財政対策債の発行が、増えてくると思うのですが、私としては、臨時財政対策債は借金として仮定してない、私の考えとして、借金としての位置付けではないと考えているのです。

市の説明の地方債残高が200億円で借金が増えていますよという考えについては、少し違うのではないかと正直思っているところなのですが、そこについてはどうお考えですか。

●笠井市長

はい、ありがとうございます。その捉え方については、いろいろ議論しました。この行政経営指針を作る時に、全て専門家の集団で議論したのですが、このことについても議論となりました。

一般的には、臨財債というのは、そういう位置付けなので、自分たちはそれでいいと思っていたのです。その考え方では、地方債残高は、上限でも150億円位なので、それほど借金ではないという考えだったのですが、専門家の先生は、「それは分からないよ、それも全部入れて、地方債の枠で考えた方がよい。」という意見でした。

そういうこともあり、市として考えた時にはそれも含めて、地方債として捉えているところですよ。以上です。

○坂野会長

よろしいでしょうか。臨財債を借金として位置付けるかどうかについては、考え方だとおもうので。よろしいでしょうか。他に何か質問ありますか。

先ほどの高橋委員の質問について、中途半端な回答をしてしまい、申し訳ないと思うのですが、基本的には、行政というのは、縦割りですから、例えば福祉とか、環境とかについては、縦割りなのですね。それで、これがあっているのかどうかについては、笠井市長に確認したいのですが、行政経営指針というのは、そういう縦割りのものを、横串にして、そして、例えば、市民参加を進めていこうという話で、そういう意味では、縦割りではなく、横串を刺すということとなると思っているのですが、いかがですか。

●笠井市長

はい、そのとおりです。行政の運営、経営をどのようにやっていくかという指針であります。ですから、市の全体、福祉から教育から、環境まで全てが、この書かれている指針に沿って、行政運営をやっていくという内容になります。

○坂野会長

ということですので、高橋委員よろしいでしょうか。

○高橋委員

はい。

○坂野会長

全部の行政の活動であるとか、ある程度横串を刺していくというものとなります。あの先ほどの図の意味はそういう意味となります。少し時間がないと思って慌ててしまい、申し訳ありませんでした。

他がなければとりあえず、議題3に移りまして、議題3の説明をお願いしたいと思います。では、よろしく申し上げます。

●事務局（元田）

はい。それでは、本日の中心内容となりますが、「議題3 行政経営改革実施計画の策定について」ご説明をさせていただきます。

こちらについては、資料6と資料7を使わせていただきます。

初めに、資料6をご覧ください。

資料6の1(1)になりますが、次期の行政経営改革実施計画についてということで、皆様に今回諮問させていただきました、行政経営改革実施計画についての説明となります。こちらの次期の計画については、白井市の考え方として、計画の目的や位置付けなどの計画の骨子につきましては、基本的には現在の計画を踏襲していきたいと考えております。

具体的には、3点ございまして、1つが、役割と位置付けについてです。行政経営指針に基づいて市の行政経営改革を着実にを行うため、具体的な取組み内容、時期、目標を明確にした計画であるということがまず1点目です。

2点目ですが、これについては引き継ぐというよりも、どちらかという前提条件となりますが、4年間の計画となります。こちらについては、行政経営指針の終了と同じ時期までの計画としたいと考えております。

また、進行管理につきましては、先ほど説明させていただいた部分と、重複いたしますが、計画の進行管理及び実施に伴う評価については、庁内組織として、市長をトップとした行政経営戦略会議の中で行うこととしており、評価は市が行います。

なお、こちらの行政計画実施計画の進捗状況については、この審議会に報告しまして、皆様から提案や助言を受けるということとしていきたいと思っています。

場合によっては、この計画を見直した方がいいのではないかと。ということも多分あると思います。市の方では、それを受けて計画の見直しについて検討して、案を作って皆様にまた検討をいただくという形の流れとなります。そういうところも踏まえて、提言や助言を受けたいと思っています。

3点目が、市としては、先ほど、この計画は少しずつ見直していきます。ということをお伝えしましたが、評価結果や提案・助言を踏まえて、計画の実施内容や目標・効果を適宜見直ししていくということとなっています。

この進行管理については、今までのものを踏襲すると言いましたが、実はこの前期、現行の計画においても、この進行管理については、見直しております。

元々は、評価もこの審議会で行っていただく、ということで、当初考えて実施していたところだったのですが、この計画については、先ほど、市長や会長がお話をいただいたところですが、横串を進めるための計画となっていることから、ものすごく多岐にわたる計画でして、委員から、この審議会で評価することは非常に難しいという意見が多くありました。

そこで、皆様の前の審議会の委員の意見を踏まえまして、この進行管理における審議会の役割については、市の進行管理の報告を受けて、アドバイスをするという形の方が自らで評価するよりも、もっと、より市民としての意見を反映できるのではないかと。ということで、見直したのが昨年です。このようなことから、次期の計画についての進行管理は、見直した後のものとするものです。

このような形で、基本的なものについては、踏襲していきたいというのが(1)でご

ざいます。

(2)として、次期計画と現行計画の変更点という観点から説明をさせていただきます。こちらについては、資料7をもとに説明をさせていただきますので、資料7をご覧ください。

資料7については、左の部分が行政経営指針の取組項目であり、38の取組項目であることはお伝えしました。実はこちらの行を数えていただくと、39行ございます。

真ん中あたりに点線の矢印があると思いますが、「基本方針2-3-06 多様な収入確保策の検討」という取組項目が行政経営改革実施計画の独自の新規項目となっています。

これは、以前に行政改革実施計画を策定するにあたって、行政経営指針では、この観点が無いということから、委員の皆さんや市内部で検討した結果追加したものでございます。従いまして、現在の行政経営改革実施計画の取組項目は、行政経営指針の38の取組項目と、この独自の1つの取組項目の39の取組項目で構成されたものとなっております。それぞれの取組項目の下に、具体的な55の取組項目でした。

右側を見ていただきますと、行政経営改革については、いろいろな観点から進めてきました。取組みとしてやっていくもの、終わったものというものがございます。このあたりは色で分類しています。

クリーム色で着色したものについては後期総合計画基本計画及びその実施計画に位置付けをしているものになります。また、その下の緑色については、令和2年度に市民参加を経て策定した情報提供計画に位置付けしている内容となります。

同様に人材育成基本方針という市の方針を策定したことにより、そちらに位置付けしているものが朱色のものとなっています。

また、紫色の事業については、恒常的に市の業務として取組む必要があることから計画に位置付けて実施する必要がないもの、灰色の事業については、体制整備など取組項目自体が達成されてしまったことから、あらためて実施する必要のないものとなっています。

これらを除いた着色のしていない白いままの事業である行政経営指針の取組項目の8項目と、先ほど説明した多様な収入確保策の検討という行政経営改革実施計画独自の取組項目1項目については、次期の行政経営改革実施計画においても引き続き取組む必要があるものとして、進めていきたいと整理しているところです。

また、「財政健全化の取組」は、先ほどご覧いただいたように計画ではないけれど、市が取組みたいと考えている方向性で歳出削減のための3つの取組項目と歳入確保の2つの取組項目合わせて5つの取組項目ですので、行政経営改革実施計画と別々に管理していくことは、非効率なところもありますから、きちんと市民参加をして内容についても、調査検討していただいた上で、計画として位置付けることが適正であるとされたものについては、あらためて、計画として位置付けし直しをしていきたいと考えていると

ころです。

以上のように整理した結果、資料7の右下の部分、青線での囲みの部分となりますが、次期行政経営改革実施計画については、14項目の計画として検討していきたいと考えております。

なお、この14項目というのはあくまでも現段階のものであり、検討の結果、今までの視点ではなかったけれども、例えば新たな生活様式の向上のための事業であって、検討の結果、行政経営改革の観点から取り入れることが必要な取組などについては、新たに行政経営改革実施計画独自の取組項目として追加していくこととしていきたいと考えているところです。

例えば、白井市でも納税方法の追加ということで、この4月から実施するのですが、「〇〇Pay」といったスマホ決済を地方税の支払いで行う予定です。このような今まで実施していない取組みなどの今までになったような行政経営改革の取組みを皆さんと議論するのと合わせて、市の中でも検討していきたいと考えております。

この計画の次期計画に向けた変更点については、今までの取組項目について、他の計画に位置付けしたものなどについては整理をするとともに、新たな取組みを少し加えたものというのが主な変更点となります

続きまして（3）策定方法についてです。

白井市では、大きな計画を策定する際には、市民参加条例に基づき、市民参加、つまり、市民が計画づくりに参加して計画を策定することになっています。

この行政経営改革実施計画策定における具体的な市民参加として、この行政経営改革審議会による市民参加とパブリックコメントという二つの市民参加の手法を使った計画の策定をしたいと考えています。

具体的には、市内部で計画案を作成し、計画案の作成の進捗状況に合わせまして、この行政経営改革審議会において、調査・審議していただくという審議会の市民参加と、もう一つが皆様に最後に計画案として決めていただいた後に市長をはじめとする市幹部による決定機関である「行政経営戦略会議」で計画案として決定することとなりますが、その決定した案については、更に市民の皆さんお示ししたうえで、パブリックコメントとして、広く市民から意見をいただきたいと考えております。

この2つの市民参加を経て、この計画を策定していきたいと考えているところです。

続きまして、裏面の2ページをご覧ください。「計画の策定について」ということで、市の取組みと皆様の行政経営改革審議会の取組みを対比してスケジュールでございます。

皆様には、「7回会議あります。」ということをお伝えしております。本日1回目の会議となりますので、残り6回ということで予定をしていただくのですが、実はそれぞれの中に予備回を入れておりますので、進捗状況に応じて、7回で終わる場合も、終わらない場合もあるということだけを念頭にいただければと思います。

主に市の方では新たな取組項目について、委員の皆さまの意見である新たな取組みが必要であるということについて、内部で検討を行いまして、夏頃までにたたき台を作成していきたいと考えております。

その上で、このたたき台を皆様に審議いただき、審議会と市とで、どんどんブラッシュアップすることで、計画素案として、おおよそ11月の下旬位までには大まかな素案を決定していきたいと思っています。

この11月下旬という時期を定めるのは、この計画の事業は、来年度からの計画となりますので、予算が必要です。内容をある程度決めていった上でないと、予算をつけることができないという部分もありますので、この時期までに大枠を決定していきたいと考えているところです。

このような中で皆さんと調査・審議をしていくことについては、毎月の会議となるため、少しタイトなスケジュールとなりますが、そのような形で進めさせていただきたいと考えております。

以後の流れについては、表のとおりですが、決定については、審議会の意見を踏まえて、市として行政経営戦略会議で案を決定し、パブリックコメントを踏まえて、パブリックコメントの結果、大きな変更がなければそのまま決定したいと考えております。

なお、パブリックコメントの結果、大きな変更、全体を揺るがすような内容の変更がある場合については、市として修正案を作成し、皆様に諮って、調査・審議していただいた後に、あらためて計画決定をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、皆さんと市とで情報を共有しながら、策定を交互に行うことで、決めていくというように進めていきたいと思っております。

会議の開催についてですが、3ページに記載しております。こちらについては、確認ということになりますが、次回、第2回の審議会については、既に日程調整をさせていただきましたが、4月23日金曜日に行わせていただきます。

開始時間については、後ほど皆さんにお伺いしたいのですが、午後7時開始ということで今のところは予定をしています。

第3回以降の会議については、今の段階で決めることはなかなか難しいと思っておりますので、第3回・第4回の日程については、次回の会議の際に決められればと思っています。

その後進捗状況で、会議の開催時期が変更となる可能性はありますが、会議の日程の調整については、お忙しい委員の方が多いので、あらかじめ少し前の早い段階で、皆さんの意見を聞きながら決めたいと思っております。そのため、会議の際には、スケジュール帳などをご持参いただければ幸いです。

(2)の開催方法についてですが、先ほど挨拶の中で、市長からお伝えさせていただきましたが、原則としては、やはり皆様と直接お会いして話す方が、伝わりやすいので、で原則として白井市役所で開催したいのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の関

係で市役所に集合することが難しい場合、特に学識経験者の方については、東京にお住まいですので、お越しいただくこと自体がなかなか難しいことがございますので、場合によっては、大きなテレビモニターを用意しますので、Z o o mで参加いただき、そのモニターに顔を映して、Z o o mと併用していきたいと思っております。市内の委員の方でもZ o o mを利用したいという場合もあると思っておりますので、実施できる体制は確保していきたいと考えております。

ただ、あくまでも体制を整備していくということで、どうしたらよいかということについては、皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上、事務局からの説明を終わります。(3)については、会長に委員の意見をお伺いしていただければと思います。以上です。

○坂野会長

はい。ご説明ありがとうございました。実は、終了時間が8時半となっておりますので、お約束の時間を過ぎてはいるのですが、少し、よろしいですか。すみません。時間を頂戴いたします。

今、事務局から、お話が出ましたが、まず、開催方法云々という話は少し除きまして、ご意見、ご質問ございますか。

特にありませんか。では、開催方法について、少しお話を皆さんとさせていただきたいと思っておりますが、日程に関しては、先ほど事務局からございましたように、今の段階ではなかなか調整が厳しいと思っておりますので、次回皆さんと機会があればそういった話をしたいと思っております。

第2回の開始時間ですけども、一応7時からというようになっています。これで何か難しいとか、そういうことであれば。

大丈夫ですか。では、とりあえずは、2回目はこのように進めて行かせていただいでよろしいですか。はい。では、そのように進めさせていただきます。

もし、ご都合が悪いということであれば、事務局の方にご一報いただければ、幸いです。

第3回の日程、開始時間は、第2回において、皆様と議論をさせていただきたいと決めていきたいと思っております。

それで、開催方法ですが、原則、白井市役所で開催したいということなのです。私は、確かに東京に住んでいますし、岩井委員も宗和委員も東京に住んでいます。

私は、最悪ですね、市長のお宅に泊めていただいて、そこからでもいいと思っておりますが、市長よろしいですか。嫌だと断られてしまいましたが、いつでも来ます。

他の委員の方で、もし、Z o o mの方が良いということであれば、おそらくZ o o mで参加される方と、こちらに来られる方と混合で開催するという事となると思っております。

今、大学でもそうですが、選択で、実際に対面で臨むこともあるもあれば、実際になかなかそういうことは厳しいことなのかもしれませんが、Z o o mで参加するというシステムを大学でも行っています。

市では、そういうことが可能であるということなので、もし、コロナが大変なことになった場合は、テレビモニターを設けていただいて、Z o o mで家庭から参加される方と、こちらにお越しいただける方とで、開催することとなると思います。

とりあえず、今そういうふうを決めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。Z o o mが嫌だということであれば、ぜひこちらにお越しさせていただきたいと思います。ということで、開催方法につきましては、原則は、こちらに来ていただいて、ご希望があれば、Z o o mを併用するというにさせていただきたいと思います。

以上、議題3が終わりましたので、その他、何かどうしてもこれを言っておきたいということがございましたら、ありますか。どうぞ、高橋委員

○高橋委員

今回の会議開催にあたり、1時間30分という時間配分でいただいているのですが、このように検討することが多いのであれば、1時間30分という時間はどうか。

会議時間については、一般に2時間程度が多いのではないのかなと思いますが、次回からの議論もあると思うので、会議時間は2時間程度とするのはどうかなと思います。

これから、議論をするとすると、質問などをきちんととる時間が必要だと考えています。

○坂野会長

ありがとうございます。通常は2時間でやっているといます。今日は、わかりませんが、最初なので、1時間30分にされたと思うのですが、そうですね。

●事務局（元田）

はい。

○坂野会長

ということだそうですね。通常は、2時間ということが一般的なので、私も2時間のイメージなのです。

午後8時30分までと書いてあったので、「あれ、1時間半なのかな。」という風に焦ったな、という感じです。なので、次回からは皆様のご意見次第なのですが、2時間ということで、時間的にはよろしいですか。

終了時間が9時になってしまうので、誠に申し訳ないのですが、よろしくお願いま

す。そのようなことでよろしいですか、高橋委員

○高橋委員

はい。ありがとうございます。

○坂野会長

そういうことで、次回からは、2時間ということにさせていただきたいと思います。終了時間が遅くなりますが、何卒宜しくお願いいたします。

他に何かどうしてもこれは、という方がいらっしゃいましたら、大丈夫ですか。では、事務局の方から、何かございますか

●事務局（元田）

はい。ありがとうございます。本当に事務連絡なのですが、本日、マイナンバーの関係と振込先口座の資料をいただきたいので、まだ事務局に提出いただけていない方は、お願いします。それでは、最後に市長から一言願います。

●笠井市長

今日はどうもありがとうございます。今日は、少し事務局の説明が長くて、皆さん本体は言いたい意見もいっぱいだと思います。ただ、今日は1回目ですので、ちょっと内容を知っていただこうと思っています。

今日、説明を受けたから、全てを理解するという事はなかなか難しいです。自分たちも、何十年もかけて、ここまで築いてきたということがありますので、もし、わからないことがありましたら、遠慮なく、事務局の方に来ていただいて、いろいろな説明を受けていただきたいと思います。

私は、会議は説明を短くして、皆さんが議論できる時間を多くとっていきたいと思っています。なぜかと申しますと、やはり、その市民目線とか、経営者目線、専門家の目線で、いろいろな意見をいただきたいということがメインですので、そこは十分に配慮しながら、進めていきます。今日は本当にどうもありがとうございました

○坂野会長

市長、どうもありがとうございました。それでは、これにて終了させていただきたいと思いますが、皆さん何か最後にご意見ございますか。大丈夫ですか

では、この度は、第1回目になりますが、行政経営改革審議会を終了させていただきたいと思います。

今日は、ご意見があったのにも関わらず、質問の時間をとれずごめんなさい。次回からは、市長のおっしゃる通り、なるべく自由闊達で、それでかつ慎重審議を進めていき

たいと思っております。

では、皆様、本日は、どうもありがとうございました。

(会議終了 午後 8 時 4 5 分)